

○農林水産大臣の定める講習の基準

(平成十四年十二月十二日)

(農林水産省告示第八百三十四号)

改正 令和 五年 十二月一日農林水産省告示第七百四十四号

遊漁船業の適正化に関する法律施行規則(平成元年農林水産省令第三十七号)第十条第一項第三号の規定に基づき、農林水産大臣の定める講習の基準を次のように定め、平成十五年四月一日から施行する。

農林水産大臣の定める講習の基準

(講習実施者)

第一条 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第十四条第一項第

三号に規定する遊漁船業務主任者を養成するための講習(以下

「講習」という。)を実施する者(以下「講習実施者」とい

う。)は、次に掲げる要件のすべてに適合する者でなければなら
ない。

一 講習実施者が作成する職員、講習の実施の方法その他の事項
についての講習の実施に関する計画が、講習の適正かつ確実な
実施のために適切なものであること。

二 前号の講習の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに
足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

(講習の課程)

第二条 講習の内容は、次に掲げる事項に関し必要な専門的知識を

習得させるものでなければならない。

一 遊漁船業の適正化に関する法律の趣旨

二 遊漁船業務主任者制度の趣旨

三 遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項

四 漁場の安定的な利用関係の確保に関する事項

(効果測定の実施)

第三条 講習実施者は、講習の実施に関し、効果測定(確認テス

ト)を実施するなど受講者が講習の内容全体を十分理解している
かどうかを確認しなければならない。

(修了証明書)

第四条 講習実施者は、講習を修了した者に修了証明書を交付しな

ければならない。

附 則

この告示は、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法
律(令和五年法律第三十九号)の施行の日(令和六年四月一日)か
ら施行する。